



Service Above Self (超我の奉仕)

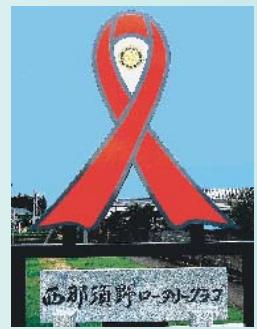
西那須野ロータリークラブ週報

Nishinasuno Rotary Club Weekly

・鈴木 明裕 西那須野ロータリークラブ会長テーマ・

「さらに学ぼう、そして身近な奉仕へ」

第2305回(本年度6回)2020.9.29



RIテーマ

ロータリーは機会の扉を開く

"Rotary Opens Opportunities"

ホルガー・クエーン
RI会長



ロータリーは機会の扉を開く

地区テーマ

魅力ある元気な
クラブにしましょう



森本敬三ガバナー

開会宣言・点鐘 会長 鈴木 明裕さん
司会 SAA 伊藤 悟さん
ロータリーソング (四つのテスト)
本日のお客様 NPO法人障害児・者
トータルサポートセンター空 大武仁彦様

することがあるのか、などにつきましてお話を伺いたしたいと思います。大武様、この後よろしくお願ひいたします。

次に、新入会員のロータリーの理解を深め支援を行う、メンタリングの組織が出来ました。担当会員はベテランの会員ばかりですので、分からないことは何でも聞いてください。勿論、遠慮なくどなたにでも聞いて結構です。全会員のご協力もお願いいたします。

本年度地区補助金の「新型コロナウイルス感染症予防対策のための子供へのマスク1万枚支援プロジェクト

会長の時間

会長 鈴木 明裕さん

はじめに、栃木銀行西那須野支店長の藤田雅之様と、とちぎんTT証券西那須野支店長の野澤茂様がご栄転のために9/30日をもって退会することとなります。藤田会員は3年5か月、野澤会員は2年1か月にわたり、クラブ員としてご活躍なされました。クラブを代表致しまして心から御礼を申し上げます。お二人の今後の益々のご発展とご健勝をお祈り申し上げます。ありがとうございました。

本日は、NPO法人「障害児・者トータルサポートセンター空」理事長の大武仁彦様に卓話をしていただきます。

サポートセンター空は、障害を持つお子様だけではなく、成人の障害のある方への自立に向けて、一人一人に合った個別プログラムを、保育士、児童指導員、介護福祉士のはか、作業療法士、言語療法士、音楽療法士などの専門スタッフと共に療育・支援を行う施設とのことです。

そのサービスは、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、生活介護、短期入所等広い範囲で行われており、那須塩原市に3か所の施設があります。

本日は、空の現状と、私たちに何かお手伝いを

本日の例会プログラム

12:30	開会宣言・点鐘	鈴木明裕会長
12:31	国歌斉唱(君が代)	
	ロータリーソング (奉仕の理想)	
12:33	お客様紹介	
12:34	会員誕生・配偶者誕生・結婚祝	和泉卓哉親睦委員長
12:37	皆出席・在籍年数祝	君島基子出席委員長
12:39	委員会報告	各委員長
12:41	理事会報告	渡邊将宏会長エレクト
12:44	幹事報告	寺崎貴志幹事
12:47	会長の時間	鈴木明裕会長
12:54	外来卓話	那須塩原市長 渡辺美知太郎様
13:09	友の記事紹介	森英夫情報・雑誌委員長
13:14	スマイルボックス報告	梅村悟志スマイルボックス委員長
13:17	出席報告	君島基子出席委員長
13:19	閉会宣言 点鐘	鈴木明裕会長

無断欠席は会費の無駄遣いです。欠席連絡は午前9時まで。

SAA 伊藤 悟

TEL 0287-36-0028 FAX 0287-36-2854

会長 鈴木 明裕 幹事 寺崎 貴志
会報委員会 委員長 益子 修 郡司 義貴

ト」ですが、8月にマスク1万枚が那須塩原市学務課に届き、市内の小中学校に配布されたとのことです。写真をご覧ください。

この経緯ですが、那須野ヶ原剣道大会が50回の記念であり、今までの優勝校の記念の額を寄贈しようと考えまして、那須塩原市学務課スポーツ振興課の小高様に相談いたしました。その頃財団の説明会があり、コロナ関係の補助金申請を推薦しています。との報告があり、小高様に相談しましたところ、マスクの購入先を探していただき今回の寄付に結び付きました。那須塩原市の児童生徒は9200名で新型コロナ予防の一助になれば良いと考えております。今後とも、那須塩原市の子育てや学校関係につきまして、お手伝いを続けたいと思います。皆様もご提案お願いいたします。

先日の9月9日は「救急の日」でした。今月は職業奉仕月間でもあり、医師としての職業奉仕と考え、コロナ禍での心肺蘇生について、お話させていただきます。

池嶋職業奉仕委員長と救命救急講習を開催する計画はあるのですが、このコロナ騒ぎでなかなか開催ができない状況です。今回はとりあえずコロナ状況下での心肺蘇生法を簡単にご説明いたします。

お配りしたカードを見て下さい。4枚ずつ配布しましたので、ご家族や職場において必要な方にお分けください。お財布に入れられますので是非携帯ください。

救命救急措置はだれのために必要なのかを考えてみてください。通行中に倒れている人の救命のため。勿論大正解ですが、皆様一日に自宅に何時間いるか考えてみて下さい。おそらく12時間は自宅にいると思います。つまり、一番役に立つのが愛するご家族のためなのです。この蘇生法を知っているのといないのでは、ご家族の生命の危機を救えるか救えないかにも係ります。AEDの使い方重要ですが、まず、心肺蘇生法を覚えて下さい。



カード心肺蘇生法の下ページをご覧ください。「コロナ感染症を予防して心肺蘇生を行う際のポイント」です。

- 1) 成人には人工呼吸をしないで胸骨圧迫のみ。今は、コロナ禍でなくても人工呼吸はしません。
- 2) 小児には、できる場合は人工呼吸を組み合わせる。
- 3) AEDの使用は従来通りです。

下の「身近なあなたにかかっています」を見て下さい。救命の可能性と開始時間との関係です。すぐ措置をした場合としない場合では生命予後がこれほど違います。救急車が来るまで何もしないとまず助からないのがわかります。

裏のページの心肺蘇生法について説明します。
①意識のない人がいたら、声をかけたり肩を叩いたりして、反応がないときは119番です。一番意識反応が分かるのは、前胸部をツネってみて下さい。これで反応がなければ意識はありません。「誰か来てください」と人を呼びます。

②胸とお腹の動きから呼吸を診ます。今はコロナもあり口元で息を確認しないで下さい。マスクを外さず出来るだけ顔と顔を近づけずに行います。

これも相違点です。

- 呼吸あり
A (Air way) 気道の確保をします。顎を持ち上げる。首の下にもものを入れる。嘔吐物に注意してください。

身近なあなたにかかっています。
救命の可能性は時間とともに低下しますが、救急隊の到着までの短時間であっても救命処置をすることで高くなります。

CABD
いのちを救うチャンスは、わずかです。

大切ないのちを救う 2020 心肺蘇生法
新型コロナウイルス感染症を予防して心肺蘇生法を行う際のポイント

- 成人には人工呼吸をしないで胸骨圧迫のみ
- 小児には、できる場合は人工呼吸を組み合わせる
- AEDの使用は従来通り

心臓疾患による突然死は、皆さんで防げます!

あっ! 倒れている人がいたら、肩を軽くたたきながら、大声で呼びかけ、反応がないときは、119番とAED!

C Circulation 胸骨圧迫(心臓マッサージ)
ただちに胸骨圧迫を開始! 両手を重ね、胸の真ん中を強く、速く、絶え間なく!

B Breathing 人工呼吸(省略可能)
呼吸あり
呼吸なし又は速切れ速切れ
胸と腹部の動きから呼吸をみる

A Airway 気道確保
普段どおりの呼吸があるときや、人工呼吸をするときは、気道確保を行う。

D Defibrillation 除細動
救急隊に引継ぐまで、続けてください。
AEDが到着したら、電気ショック。患者から離れて。

心臓に電気ショックを与える「除細動」は、AEDを使えば誰でもできる手当てです。
※新型コロナウイルスが流行していたら、マスクを外さず、できるだけ顔と顔を近づけて気道確保を行う。

小野薬品 ONO
日本医師会 Japan Medical Association <https://www.med.or.jp>

●呼吸なし

B (Breathing) 今は、人工呼吸は省略してかまいません。下手な人工呼吸は状態を悪化させます。また、コロナ感染もあります。ただ、小児にはできる場合は行います。

C (Circulation) 胸骨圧迫 (心臓マッサージ) を開始します。肘を伸ばして、手を上下に重ね、下の手の手首に近い部分で、手で押すのではなく、体重をかけて垂直に圧迫します。胸の真ん中 (胸骨の下1/3) を強く早く絶え間なく行います。

D (Defibrillation) AEDが到着したら、AEDの音声の指示通りに行います。女性の方など衣類をすべて開けなくても心電図パッドは装着できます。

AEDは心臓を動かす装置と考えている方が多いのですが、AED (Automated External Defibrillation) は体外式電気除細動器と言って、心室細動という致命的な不整脈の人の心臓を一度止める装置です。この心室細動の状態では蘇生をしても心臓は戻りません。心臓を一度止めてから蘇生をして心拍を再開させます。ですから、心室細動以外には効きませんが、突然死のかなりの方が心室細動でなくなりますので有効的な手段です。

これらを3時間で総合的に教えてくれるのが、消防署による、普通救命講習です。是非当クラブでも開催したいのですが、コロナ状況をみて可能なら講習を考えています。

とにかく、皆様の大切なご家族、特に、ご高齢の方がいらっしゃる方は覚えておいてください。奥様ができませんと、ここにおられるほとんどの

皆様の命の保証ができません。ご自分やご家族のことを考えてもご家族中で勉強しましょう。

本日からミニ家庭集会が始まります。お酒を飲むときは一番コロナの飛沫感染の機会が増えますので、誠に残念なのですが、席の移動とお酌、大声は出来るだけ控えて楽しんで下さい。よろしく願いいたします。

幹事報告

寺崎 貴志幹事

- 10月の例会は、13日と27日になります。6日と20日は休会です。13日は那須塩原市長、27日はガバナー補佐がいらっしゃいます。
- 11月の例会については、本日の理事会にてスケジュールを協議いたします。
- 会務報告書が完成し本日お配りしました。ガバナー事務所とガバナー補佐には送付済みです。
- 本日からミニ家庭集会が順次開催されます。ミニ家庭集会はパーティションを使いますので、本日開催前に作成にご協力ください。また、アルコールが入りますと感染のリスクが増加しますので、座席の移動をお控えください。
- プロジェクターを使用する場合は、スクリーンが小さいため横を向きますが備え付けのスクリーンを使います。
- 地区補助金、グローバル補助金のクラブ負担分は振込しました。
- 友のアンケートについて本日ご持参の方は寺崎まで提出願います。
- 本日例会後理事会を開催します。

委員会報告

ミニ家庭集会の第1日目が開催

会長 鈴木 明裕さん

角橋クラブ奉仕委員長の企画で、コロナ禍でもパーティションを使って開催にこぎつけました。

4名ずつで、今までより意見も多く出され有意義な会合でした。

あと1週間の間開催されます。成果を期待いたします。



会員のひろば

令和2年中秋の名月です。

鈴木 明裕さん

カメラで撮り、少しピンボケと拡大ですので、これでは名月とまではいきませんが・・・。
ひと時ですが、コロナ禍を忘れる名月でした。



令和2年 中秋の名月

会員の広場 原稿提出のお願い

会報・広報委員長 益子 修さん

会員の皆様、週報記事「会員の広場」の記事を益子までお願いします。

退会挨拶

とちぎんTT証券(株) 野澤 茂さん

2年間と短い期間でしたが、私にとってすべてが新鮮で貴重な体験をさせて頂きありがとうございました。西那須野RCの国境を越えたグローバルな交流、活動には驚くことばかりで、桃園RCクラブのVIPと一緒にゴルフを楽しんだ事は私の生涯の思い出となりました。

これまでクラブの皆様には、不慣れた新人に優しく、分かり易くご指導くださりましてありがとうございました。改めて自分の視界の狭さに気付くことができ、少しでも人として成長出来たことに感謝申し上げます。

西那須野RCに在籍していたことを誇りに思い、新任地今市においてもロータリアンとして成長できればと思っております。

西那須野ロータリークラブの益々の発展と会員皆様のご健勝をお祈りいたしまして退会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。感謝申し上げます。



例年参加実施しています海外姉妹クラブの台湾桃園ロータリークラブ記念式典訪問参加アジア学院収穫祭の参加協力姉妹クラブとのゴルフ来訪予定、等々目標に掲げていますが現時点での状況は、全世界が「新型コロナウイルス」の猛威に見舞われており「ワクチンの新薬」も未だ出ておらず現実的には参加は難しいかと思われます。

追記:

鈴木会長が桃園ロータリークラブの呂会長にメールを頂きまして呂会長より返信がありましたので、ご報告させていただきます。

『鈴木会長

こんにちは、ご返信ありがとうございます。今回、桃園ロータリークラブは、59周年記念式典を簡単に行う予定でございます。

新型コロナウイルスの影響で、姉妹クラブはいらっしゃることが出来ません、どうぞお体にお気をつけてお過ごしください。新型コロナによって、皆様に影響を与えたと思いますが、貴クラブと今後ともどうか兄弟・姉妹のように親しくお付き合いさせていただきます。』との事の連絡があり残念ですが、本年度は、「桃園ロータリークラブ59周年記念式典」を不参加とさせていただきます。



会員卓話

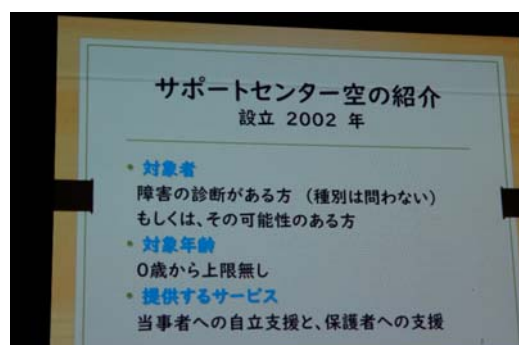
国際奉仕委員長就任卓話

澤田次男国際奉仕委員長

本日、卓話予定でありました猪瀬社会奉仕委員長が都合悪く欠席の為、私、澤田が国際奉仕委員長就任の卓話をさせていただきます。

国際奉仕C(International Service)

とは、奉仕の第四部門であり、「書物などを読むことや通信を通じて、さらには他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識をつちかうことによって、国際理解、親善、平和を推進するために活動する」と記されており、ポリオ・プラスへの貢献から、青少年交換生の留学国での異文化適応の支援まで、さまざまな活動がこれに当てはまります。



外来卓話

あなたと、笑顔に。 **サポートセンター空** ともに生き、共に考えましょう。

施設紹介パンフレット

あなたの子ども様の未来のために

さんく 本部 くろいそ

TEL: 0287-73-8166
FAX: 0287-73-8165
E-mail: daqmd695@ybb.ne.jp
Web: http://nposora.org

NPO法人障害児・者

トータルサポートセンター空 大武仁彦様

空について 専門スタッフによるサービス

サポートセンター空では居場所作りだけでなく、障害を持つお子様や成人の方々の自立に向けて、一人一人に合った個別プログラムを保育士や児童指導員、介護福祉士のほか、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)、音楽療法士(MT)などの専門スタッフと共同で作成し、療育・支援を行います。

作業療法士 個別リハビリテーション
作業療法士 グループリハビリテーション
言語聴覚士 個別リハビリテーション
音楽療法士 グループリハビリテーション

ご利用までの流れ まずは施設見学!

- 1 施設見学** 施設見学については、お電話にてお問い合わせください。見学時にサービス内容のご案内をさせていただきます。
- 2 面談** 相談支援専門員と面談を行い、適切なサービスについて一緒に考え、サービスの利用意向についての聞き取りを行います。
- 3 申請** お住まいの市町村に申請手続きをします。ご利用になるサービスにより、必要な手続きが異なります。
- 4 交付** 相談支援専門員がサービス等利用計画書を作成し、お住まいの市町村から通所受給者証の交付を受けます。
- 5 ご利用** サポートセンター空との契約を結び、ご利用開始となります。

利用料について 負担能力に応じた利用者負担

サービス費用は法律で定められており、費用の1割をお支払いいただけます。(残りの費用はお住まいの市町村が負担します。)ただし、世帯の所得により負担上限額が決定され、その負担上限額を超えることはありません。

※負担上限額よりサービス費用の1割に相当する額の方が低い場合は、1割を負担していただけます。給食代、おやつ代等は別途実費負担となります。

サポートセンター空では、障害を持っていても地域の中で安心して暮らしていける、生涯支援(トータルサポート)を実現して行きます。

空のサービス

あたり前の生活に必要な支援を提供します。

児童発達支援事業

小学校入学前までの療育を希望するお子様を対象とした、児童福祉法に基づくサービスのひとつです。心身の成長や発達に心配のあるお子様が早期に必要な指導を受け、日常生活や社会生活をスムーズにするためのサービスを提供します。障害の程度に関わらず、発達の遅れが気になるお子様も幅広く利用することができます。

サポートセンター空では、3つのご利用パターンがあります。※1~3は組み合わせることもできます。

- 1 朝子通園** 親子で通園します。親子の成長発達を促したり、同じ発達や悩みを抱えた保護者同士の交流、保護者自身の心のケアも行います。
- 2 単独通園** 単独で通園します。お子様の発達を促します。保護者と一緒に過ごす経験も積めます。
- 3 単独通園** (幼稚園等通園後の利用) 幼稚園、保育園等通園後に送迎サービスにて来所し、お子様を単独でお預かりします。

放課後等デイサービス

小学生から18歳くらいまでの、障害のあるお子様や、発達に特性のあるお子様を対象とした、児童福祉法に基づくサービスのひとつです。放課後や土曜日、夏休み等の居場所の提供と、日常生活を送るために必要な事を身につけ、年齢に合わせた社会参加が出来るようお手伝いします。また、保護者のレスパイトケアも目的としています。

生活介護

両側介護などの支援を必要とされる障害者の方を対象とした、障害者総合支援法に基づくサービスのひとつです。地域や入所施設等で自立した日常生活・社会生活が送れるよう、日中の食事・排泄・入浴等の支援や、創作活動等の機会を提供します。地域社会であたり前の生活が送れるよう、関係機関や地域、家族との連携を大切にサービス提供を行います。

相談支援事業

常駐の相談支援専門員が、サービスの利用を希望されるご本人や家族と一緒に話し合い、サービス等利用計画を作成します。計画に沿った支援を提供し、定期的なモニタリングの実施と計画の見直しを行います。

短期入所

障害児・者の方を介護しているご家庭で、様々な理由により在宅での介護が困難になった場合、施設内での短期間の宿泊や、日中活動のサポートを致します。このサービスはご家族等のレスパイトケアも目的としています。

各施設の紹介

サポートセンター空(本部)

【所在地】〒329-3157 栃木県 那須塩原市 大原町西 1-19-9
【TEL】0287-73-8166
【FAX】0287-73-8165
【E-mail】daqmd695@ybb.ne.jp

サービス内容
【児童発達支援事業】(※休館日)
月曜日~土曜日 10:00~17:00
【放課後等デイサービス】
月曜日~金曜日 学校終了後~17:00
土曜日、長期学校休業日 10:00~17:00

サポートセンター空くろいそ

【所在地】〒325-0026 栃木県 那須塩原市 上野崎 385-1
【TEL】0287-73-8846
【FAX】0287-73-8847
【E-mail】daqmd695@ybb.ne.jp

サービス内容
【児童発達支援事業】(親子通園・単独通園)
月曜日~金曜日・土曜日は月に一度開設
親子通園 (10:00~17:00)
単独通園 (幼稚園等通園後~17:00)
【放課後等デイサービス】
月曜日~金曜日 学校終了後~17:00・土曜日、長期学校休業日 10:00~17:00

サポートセンター空さんく

【所在地】〒329-2745 栃木県 那須塩原市 三沢町 638-167
【TEL】0287-47-5777
【FAX】0287-47-5780
【E-mail】daqmd695@ybb.ne.jp

サービス内容
【放課後等デイサービス】
(小学生~18歳くらいまで)
月曜日~金曜日 学校終了後~17:00
土曜日、長期学校休業日 10:00~17:00
【生活介護】(月曜日~土曜日 10:00~17:00)
【短期入所】(17:00~翌日 9:00)
【相談支援事業】相談支援専門員が相談をお受けいたします。

※各施設の詳細は、パンフレット、Web、お電話でご確認ください。※掲載内容の誤りについては、ご容赦ください。

新入会員卓話

栗谷しのぶ会員

大学生活と法学

ようこそ法学の世界へ。今回の企画は法学の入門企画であるが、そんじょそこらの法学入門とは訳が違う。各タイトルだけを見ても、「愛するということ」「性を語ること」「電子の世界は『屍者の帝国』」など、法学界隈ではあまり見かけないものとなっている。

この企画を読み終えたとき、皆さんはきっと法学の新しい地平に立っていることだろう。

さあ、ページをめくれば冒険の始まりである。

働くということ

一 労働力の提供と労働法の守備範囲

「ねえ、今週末、災害ボランティア行こうよ」学食でいつものように昼ごはんを食べているとき、友人がまた突然声をかけてきた。聞けば、先週の台風で被害を受けた農家さんを助けるために宮城県まで行くつもりらしい。台風被害については連日のマスコミ報道で知ってはいた。来週は試験もないけれど、ボランティア経験は高校の時に老人ホームを訪問したくらいしかやったことがない。ましてや災害ボランティアなんてできるのだろうか。

「災害ボランティアなんてやったことないし、行っても何すればいいかわからないよ。」

「Facebookでボランティア募集中って見たんだよ。人手が足りないらしいから、行けば何かやることあるって。」

「そんな安易な気持ちで、行っていいのかな。自分が怪我したらかえって足手まといになるし。」

「東日本大震災のときだって学生ボランティアがたくさん助けに行っただよ！今やらずにいつやるの。」

友人の言うことはすごくよくわかる。困っている人を助けたいというのは自分だってそうだ。でも、宮城県まで行く交通費はばかにならないし、バイトだって休まないといけない。自分は友人のように実家暮らしじゃないからそんなに気楽なこととは言ってもらえない。

「今週末はバイトもあるし、自分はやめとくよ。ごめんね。」

「そうかあ、わかった。」

立ち去る友人の後ろ姿を見ながら、これでよかったんだろうかと反芻していた。

I 何のために働きますか？

あなたは何のために働きますか？ お金を稼ぐため？ 自己実現や生きがいのため？

これからあなたは、大学在学中、就職活動をしなから、さらには働きはじめてからも、何度となくこの問いに直面することになるだろう。就職活動のテクニックを磨いて、第一志望の企業から内定をもらうことも重要かもしれない。しかしあなたの人生にとってより重要なことは、ただ生きるのではなく、善く生きることのはずだ(職業選択の自由についてはAct1-1を参照。善く生きることを考えたい人はアリストテレス『ニコマコス倫理学』を読んでみよう)。

大学時代は、本格的に働くというステージに入る一歩手前の大切な時期だ。この時期に、学業をしっかりと修めつつ社会と関わる様々な体験をして、自分にとって働くということがどういうことなのかをよく考えておくのがよいだろう。大学生になれば高校時代にできなかった様々なアルバイトができるし職業体験を重視してインターンシップ制度を活用することや社会貢献のためにボランティアにチャレンジすることもできる。

アルバイト、インターンシップ、ボランティア、いずれも他者のために自らの労働力を提供するという点では共通しているが、その目的やなりたち、適用される法令は異なる。同じ働くということでも、それぞれに法によって守られる範囲や自分が負うべき責任の範囲が異なってくる。ここではその点を学びながら、働くということの意味を考えてみよう。

II アルバイト

アルバイトとは 事業または事業所に使用されて、賃金を得て労働力を提供することであり、アルバイト中のあなたの立場は、労働基準法や労働契約法が定める「労働者」に該当する。パートタイム労働や短時間労働といわれることもある。アルバイトは、労働者として、労働基準法のほか、労働契約法、最低賃金法、労働安全衛生法など、労働者を保護するための様々な法律により守ってもらえる。このような労働関係法令が整備されていった背景には、資本主義経済の中で労働者が劣悪な労働環境下におかれ、労働者が団結して権利を勝ち取ってきたという歴史がある。それまでは、自由意思に基づく契約関係のもと、弱い立場にある労働者は低賃金や長時間労働といった不利な労働条件を受け入れざるをえなかった(契約締結の自由についてはAct5-1を参照)。

労働関係はトラブルの宝庫だ。アルバイト代を毎月支払ってもらえない、突然明日からもう来なくていいとアルバイト先の店長から言われるなど、



こんなはずじゃなかったという事態に遭遇するかもしれない。アルバイト代は、毎月一回以上、一定の期日を定めて全額支払われなければならないし(労基24条)、雇用契約期間中は、やむをえない事由がない限り、会社都合で勝手に解雇されることがあってはならない(労契17条)。アルバイトを始める前に、労働時間や賃金などの労働条件を労働条件通知書などで確認しておく必要がある。

正社員と同じように働いているのに、アルバイトだからという理由で賃金などの待遇に差が設けられていることに疑問を感じることはないだろうか。EU諸国では同一労働に対して同一の報酬が与えられるべきであるという思想が根付いていて、EU指令や各国法令によって保障されてきた。日本でも、2018年に働き方改革推進関連法が成立し、**均衡・均等待遇ルール**を定めた**パートタイム・有期雇用労働法**が2020年4月に施行されることになった。この法律により、同じ企業の中で、正社員とパートタイム労働者や有期雇用労働者との間で不合理な待遇差を設けることが禁止され、待遇差の内容や理由について労働者が説明を求めた場合には使用者側が説明しなければならないことになった。新たに裁判外紛争解決手続が整備され、都道府県の労働局が短時間労働者と使用者との紛争解決のために助言や指導をしてくれることにもなった。働き方に関わる法令も時代の変化とともに変わっていくのだ。

あなたやあなたの友人がアルバイト先で不合理な扱いを受けてしまったときにも、アルバイトだからといって泣き寝入りすることなく、法制度を駆使して解決策を模索してほしい。労働局の裁判外紛争解決手続のほかにも、労働基準監督署に通報をしたり労働審判を申し立てたりといった手段

をとることが考えられる。あなたが勇気を出して立ち上がることによって、次に続く学生達の道を切り拓くことにもつながるかもしれない。

Ⅲ インターンシップ

アルバイトに専念してお金を稼ぐのもいいけれど、せっかく働くのであれば将来のキャリアにつながることをしたいという人には、インターンシップ制度がお勧めだ。インターンシップ制度は、1900年代はじめにアメリカのシュナイダー教授が工作機械メーカーと共同して職業教育を含む教育プログラムを始めたことに端を発する。学問的知識と現場の技術を兼ね備えた優秀な技術者を養成することが目的で、大学が教育の一環として学生に提供するものがそもそものインターンシップ制度だった。日本では、学生が個人で企業に申し込む場合も多く、在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うことを広くインターンシップと呼んでいる。就職活動の一環として、企業と学生とのマッチングとしても利用されている。

インターンシップのプログラムは、短期間の見学や体験のみのものから長期にわたる職業訓練になるものまで様々だ。実践的な職業訓練を含むようなプログラムの場合、学生は「労働者」として保護されるのだろうか。

旧労働省が出した通達によれば、インターンシップでの実習の内容が、見学や体験的なものであって、使用者から業務に係る指揮命令を受けていると解されないなど使用従属関係が認められない場合には、「労働者」に該当しないけれども、**インターンシップ学生が直接企業の生産活動に従事するなど、学生の作業による利益や効果が受入れ企**

会員のひろば

なんと資生堂の消毒用アルコール

鈴木 明裕さん

7/30に医師会からマスクとアルコールの配布があるとの連絡でいただきに行きました。

マスクは中国製で6箱でしたが、期待していなかった(失礼)アルコール500ml 2本が帰ってみて驚いたのですが、資生堂のアルコールでした。

新聞で大田原の資生堂工場で作られ、全国に寄付するとは聞いていましたが、いただいてみてあの資生堂のイメージとは程遠く、そのシンプルさに驚きました。あの優雅な資生堂のイメージはどこにもなく、シンプルそのものです。



表にアルコールの印刷がされているのみで、裏はなにも印刷がありません。

非売品で使わずに大事に保管します。勿論ネットに出すようなことはいたしません。もし使った場合は手荒れが違うかも？。

資生堂はすごい・感謝です。今年、職業奉仕委員長の池嶋さんから、大田原資生堂工場の見学案が出ています。乞うご期待を。



業に帰属し、かつ、企業と学生の間に使用従属関係が認められる場合には「労働者」に該当するという考え方が示されている。この考え方に基づけば、学生が、受入れ企業の指示の下で、他の社員と同様にExcelの入力やコピー取りをしたりして、報酬をもらってれば、労働者に該当する。労働者に該当する場合には、インターンシップであっても労働関係法令の適用対象となる。インターンシップを始める前に、具体的なプログラムの内容、インターンシップの頻度や期間、報酬の有無をよく確認しておく必要がある。

では、アルバイトのように働かされているのにインターンシップと称して無報酬で働かされている場合に労働者として保護されるだろうか。労働基準法は、労働者を「事業又は事務所……に使用される者で、賃金を支払われる者」(9条)と定義しているからだ。この定義を前提とすれば、無報酬のインターンシップは労働者に該当しないということになりそうだ。しかし、それではあまりに理不尽だ。このような場合、インターンシップ学生が使用従属関係にあって企業のために労務を提供していることに焦点をあてて、労働者性を主張する余地があるだろう。

最高裁は、病院で臨床研修を受けていた研修医が、最低賃金額以下の奨学金しか支払われずに心筋梗塞で死亡し遺族が未払賃金を請求した事件において、臨床研修は、教育目的という側面をもつ一方、研修医が医療行為に従事する場合には、病院の開設者のために労務を提供している側面があり、病院の指揮監督下でこれを行ったものと評価できるとして労働者性を認めている(最高裁平成17年6月3日判決〔平成14年(受)第1250号〕)。

IV ボランティア

近ごろ日本は、大規模地震や巨大台風などの災害に毎年のように見舞われている。2019年も各地で台風被害が発生し、多くの学生ボランティアが活躍した。ボランティアは、自ら進んで社会のために労働力を提供するもので、多くの場合が無報酬だ。ボランティアの語源はラテン語のvoluntas(意思)に由来していて、使用者と労働者との間の使用従属関係ではなく、個人の自発性と奉仕の精神がその根本にある。無報酬性と自発性ということから考えても、ボランティアは労働者には該当しない。とはいえ、ボランティアであっても、労働力を提供する中で、怪我をしたり、物を破損したりといったトラブルに遭遇する可能性がある。そういうときはどうすればよいだろうか。

例えば、災害ボランティアで、社会福祉協議会が開設するボランティアセンターなどのボランティア団体に登録し、ボランティア団体の指示のもと

被災地で活動するという場合には、そのボランティア団体との間で、雇用契約とはいえなくとも使用従属関係に類する契約関係が成立していると考えられる。ボランティア団体の指示や説明が不十分であったために怪我をしたり物を壊したりしたときには、ボランティア団体に対して安全配慮義務違反の責任を問うことが考えられる。

他方、ボランティア団体を介さずに個人で現地に飛び込んでボランティア活動をするという場合には、民法が定める「事務管理」に該当する場合がある。民法697条は「義務なく他人のために事務の管理を始めた者……は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理……をしなければならない。」と定めている。要するに、自分がやらなくてもいいけれど、他人のために何かをするときには、その人にとって最も利益になる方法でやってあげないといけないということだ。そんなことは当たり前だろうと思うかもしれない。しかし、他人の最大の利益が何かを知ることは簡単ではない。よかれと思ってやるべきではないことをやってしまうこともあるかもしれない。

民法は、本人の身体、名誉または財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意や重過失がなければ損害賠償責任を負わないとも言っている(698条)。とはいえ、急迫の危害はよほど緊急性の高いときでなければ認められないだろう。被災地に入って撤去作業などを行う場合であっても、私有地への立入りや私有地内の物を処分する場合には、その所有者や占有者の承諾をとってから行うようにしよう。

ボランティア活動は、労働者として法により保護されるわけではなく、自らの責任で行動することが求められる。せっかくのボランティア活動で哀しい思いをするのを避けるためには、ボランティア活動保険に入っておくことも得策だろう。

自分の責任でやらなければならないことを重いと感じる人もいるかもしれない。しかし自分の力で、自分の意思で、人のために何かをしてあげられること、それによって人から感謝されることの喜びは、指揮命令の下で労働力を提供して報酬を得る喜びとは全く違う。社会と有機的につながる喜びとも言えるかもしれない。大学生だからこそできる様々な「働くこと」を経験して、自分にとっての働くことの意味を見つけてほしい。

(あわや・しのぶ)

執筆者紹介

弁護士 栗谷しのぶ(AWAYA Shinobu)

学部時代は国際関係学や政治哲学を学び、卒業後に数年働いてから法科大学院に入学、弁護士になりました。最初は法学の考え方に馴染めず苦労しました。法学を学ぶ楽しさは、法によって構築された社会の仕組みを知ることにあると思います。既存の通説判例を鵜呑みにせず、何故そうなのかを探求し、法学ライフをエンジョイしてもらえれば嬉しいです。

スマイルボックス委員会報告

委員長 梅村 悟志さん

鈴木 明裕さん・藤田様、野澤様、ありがとうございました。益々のご発展をお祈り申し上げます。

・大武仁彦様、本日はありがとうございました。

・カンエイコウ君 ようこそ

・ミニ家庭集会での、ご意見よろしくお願ひいたします。

・ロータリー100周年記念切手を使ってください。

・10月は米山月間です。特別寄付をよろしくお願ひします。

寺崎 貴志さん・大武様、韓君ようこそ。

・伊藤さん先日は法事お世話になりました。

関谷 直人さん・コロナ禍の先は中々見極め出来ませんが、漸く秋めいてきました。皆さん頑張りましょう。

・会務報告書立派に出来ました。

富田 勸さん・会務報告書御苦勞様です。ゆっくりみさせてもらいます。楽しみです。

高橋 智純さん・私共の御朱印が新聞に載りました。

澤田 次男さん・朝、夕ずいぶん寒くなってきました。風邪など引かぬように気をつけましょう！

水見 定明さん・家庭集会お世話になります。

・野澤君、藤田君ロータリークラブのおつきあいありがとうございました。

角橋 徹さん・NPO法人障害児・者サポートセンター空 大武仁彦様ようこそ！

・藤田支店長、野澤支店長のご栄転を祝して！送別会しましょう！！

福本 光夫さん・グローバル補助金事業承認を祝して

・空 理事長大武様ようこそ！

・藤田さん、野澤さんお世話になりありがとうございました。御栄転おめでとうございます。

渡邊 将宏さん・大武さんようこそ！卓話ありがとうございます。

柳場美枝子さん・サポートセンター空様ロータリーによるようこそ!!卓話ありがとうございます。

藤田 雅之さん・3年半大変お世話になりました。宇都宮市ゆいの杜にあるテクノポリス支店へ転勤となりました。イベント等の楽しい思い出を沢山有難うございました。

西那須野ロータリークラブの更なる繁栄と皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げます。

君島 基子さん・早退すみません。

野澤 茂さん・何かとお世話になりありがとうございました。関谷様、後任の推薦何卒宜しくお願ひ申し上げます。

梅村 悟志さん・在籍年数祝い（2年）



会員満足度アンケート集計結果

会員満足度を高める

2020-21年度

会員満足度アンケート

クラブ名 西那須野RC

1. 本クラブ会員であることどのくらい満足していますか。

20 満足している
9 ある程度満足している
0 どちらともいえない
0 あまり満足していない
0 満足していない

2. 本クラブ会員、例会、雰囲気について 各項目につき該当するものに印をつけてください。

	そう思う	ある程度そう思う	どちらとも書えない	あまりそう思わない	そう思わない
例会時間を費やす価値があると思う	15	10	4	0	0
クラブは、新会員が直ぐに打ち解けられるよう配慮している	6	16	4	4	0
会員は互いへの思いやりを持っている	10	18	3	0	0
クラブは、地元地域の職業/人口構成を反映している	11	8	8	3	0
クラブは、各会員の関心、スキル、スケジュールに応じて、できるだけ活動に参加できるよう呼びかけている	9	17	2	2	0
寄付・募金活動の量は 適切である	7	14	6	1	1

ご意見・ご提案

- ・ 新入会員への対応、職業分類を検討する必要あり
- ・ 寄付活動は大あり小あり、大金、小金も同一会と思えます
- ・ 長い期間支援している団体や行事については見直しや他団体に変えることがロータリーの未来と考える

3. 例会について、以下の点を評価してください。

	非常によい	よい	まあまあ	あまりよくない	よくない	該当せず
国際ロータリー最新情報の紹介	2	18	11	1	0	0
長さ	5	18	7	0	0	0
交流に充てる時間	3	16	16	0	0	0
主観の多様性	3	17	9	0	1	0
場所	7	16	5	0	0	0
例会曜日と時間	9	16	3	0	0	0
食事や飲み物	3	19	3	0	0	0
講演者とプログラム	5	17	5	1	0	1

ご意見・ご提案

- ・ 理事役員のみ例会出席とし、Zoomを利用した例会が必要
- ・ 夜間例会も忘れないで

4. 本クラブの奉仕プロジェクトについて、ご意見をお聞かせください。

	ちょうどよ	多すぎる	少なすぎる
奉仕プロジェクト(全般)の数	27	2	1
社会奉仕プロジェクトの数	28	1	0
国際奉仕プロジェクトの数	26	4	0

	そう思う	そう思わない	特に思わない
奉仕プロジェクトは良く運営されている	25	1	3
クラブは、奉仕プロジェクトを通じて世界または地域社会に貢献している	24	2	4
奉仕プロジェクトへの参加は私たちに与えて意義がある	24	0	6

ご意見・ご提案

- ・ 各奉仕プロジェクトへの参加配慮や内容、経緯説明が必要
- ・ グローバル補助金事業を新入会員にも理解してもらい誇りを持ってほしい
- ・ 西那須野RCは自己専攻できる素晴らしいクラブです

5. 本クラブのコミュニケーションと対応について、以下の各項目で該当するものに印をつけてください

	そう思う	ある程度そう思う	どちらとも書えない	あまりそう思わない	そう思わない
会員に十分な連絡が行われている	10	17	4	0	0
クラブは会員の声に十分耳を傾けている	5	16	10	0	0
クラブは会員からの意見やアイデアを積極的に活かしている	7	13	8	2	0

	6	15	8	1	0
クラブは会員の意見やアイデアに基づいて運営されている	6	15	8	1	0
本クラブの変化のスピードは適切だと思う	6	18	3	3	0
クラブ会員のニーズに合わせて手続きや規定を更新している	6	18	5	1	0

ご意見・ご提案

- ・ 同好会等立ち上げましょう
- ・ 会員一人一人がロータリークラブとして組織確立しているところがすごいです

6. 会員であることの価値について、以下の各項目で該当するものに印をつけてください。

	そう思う	ある程度そう思う	どちらとも書えない	あまりそう思わない	そう思わない
私はクラブで歓迎されていると感じる	10	11	6	1	1
クラブを通じて貴重な人脈作りができる	18	13	6	0	1
クラブでは私の才能・スキルを生かす機会がある	5	9	11	2	0
会員としての経験は、会費を支払う価値がある	11	11	7	0	0
ロータリー会員としての経験は、時間を費やす価値がある	12	13	4	0	0
私がロータリー会員であることの価値を家族も認めている	14	8	5	1	1
私がロータリー会員であることの価値を友人も認めている	5	14	8	0	2
ロータリーを通じて地域のために貢献できる	7	20	1	0	1
ロータリーを通じて世界のために貢献できる	5	17	6	0	1

ご意見・ご提案

- ・ ロータリーの理解を深めてもらうことの重要性、楽しいクラブづくり
- ・ 桃園RCの会員家族の在り方を参考にロータリー会員であることに誇りを持つ

7. クラブへの参加について、以下の各項目で該当するものに印をつけてください。

	そう思う	ある程度そう思う	どちらとも書えない	あまりそう思わない	そう思わない
私はクラブ行事に家族、友人、同僚をよく誘っている	8	8	10	3	0
私は、資格のある併通者3人会を誘っている	3	16	10	1	1
私は、クラブ活動/プログラムに頻繁に参加している	8	18	4	1	0
私は、当クラブを誇りに思う	19	10	2	0	0

ご意見・ご提案

- ・ 西那須野クラブが体質に合います。

8. 会員が払う費用について、以下の各項目に該当するものに印をつけてください。

	低すぎる	ちょうどよ	高すぎる	該当しない
クラブ会費	0	25	4	0
例会の会費	0	17	0	1
ニコニコ/ごめんないBOX	2	25	1	1
クラブ経費金/特別会費	2	21	4	2
奉仕活動時/求められる募金	1	20	6	2
ロータリー財団のために求められる寄付	0	20	7	1

ご意見・ご提案

- ・ 高いというより透明さや説明が少ない。
- ・ 領収書の発行と経理処理できる方式の採用を検討してはどうか
- ・ 西那須野らしさは会員に金を要求しないことだと思う

出席報告		出席委員長 君島 基子さん	
9月29日 第2305回(本年度第6回) 会員数50名			
出席	41名	前回9月8日	2304回例会
欠席	9名	欠席	10名
出席免除者		M・U	6名
出席率	82.00%	修正出席率	94.00%

欠席者		M・U	
青山 吉博さん	磯ヶ谷正徳さん	青山 吉博さん	
藤田 雅之さん	片柳 洋さん	猪瀬 康雄さん	
蜂巢 悟さん	須田 秀和さん	石田 信行さん	
郡司 義貴さん		片柳 洋さん	
猪瀬 康雄さん		須田 秀和さん	
石田 信行さん		藤田 雅之さん	

	R C	曜日	例会時間	会場	電話
姉妹クラブ友誼好ブ覧	パラニアック	月曜日	19:00	(D.3830) エルクスクラブ・コンベンションプラザ	82-31-238-7822 03-326-5800 048-475-1122 024-923-1165 0475-26-1515
	東水原	木曜日	18:00	(D.3750) 京畿道水原市八達区仁溪洞1030-2番地3階442-834	
	桃園	金曜日	12:30	(D.3500) 福容大飯店	
	新座	木曜日	12:30	新座市東北2-25-11 第2かきの木ビル406号	
	郡山安積	火曜日	12:30	郡山市山根町8-7 ベルヴィ郡山館	
近隣クラブ分ブ覧区	黒磯	水曜日	12:30	那須塩原市本町5-5 割烹石山	0287-62-0128 0287-23-4165 0287-54-1105 0287-54-1105
	大田原中央	木曜日	12:30~ 最終木曜日19:00~	大田原市中田原2082-3 KATSUTAYA	
	大田原	木曜日	12:30	大田原市黒羽向町2 ホテル花月	
	黒羽	金曜日	12:30	大田原市黒羽向町2 ホテル花月	

事務所 いたう家 那須塩原市扇町7-12 例会日 火曜日 12:30 例会場 いたう家 那須塩原市扇町7-12
☎0287-36-0028 FAX36-2854 ☎0287-36-0028

※9月のロータリーレート 1ドル106円